

内において譲り渡し、又は雌の家畜に注入することができることとする。

三、家畜人工授精師制度については、獣医師が家畜人工授精の業務を行うに当たり、家畜人工授精師の免許を要しないこととするとともに、人工授精師のうち家畜受精卵移植に係る免許を受けた者は、家畜人工授精の業務のほか、家畜受精卵移植の業務を行うことができることとする。

四、本法の施行期日を、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日からするとともに、所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告
酪農振興法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○商工委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託付	衆議院 委員会 託付	備考
14	金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案		五八、二、四	受領 五八、三、八	付託 五八、二、八 議決 五八、三、二	付託 五八、二、四 議決 五八、三、四	
30	特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案 右により「特定不況産業安定臨時措置法」の題名を「特定産業構造改善臨時措置法」に改正		二二、五	受領 三二、四	(予) 三二、三 可決 四二、六	二二、五 可決 三二、三	
					議決 五八、四、四	議決 五八、三、八	
					議決 四二、七	議決 三二、四	

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決 本院 議決	衆議院 委員会 議決 本院 議決	備考
56	外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案		四二〇	受領 五一〇	(予) 可決 可決 可決	四二六 五一〇 五一〇	
54	高度技術工業集積地域開発促進法案		四一	受領 四一九	(予) 可決 可決 可決	四一六 四一五 四一九	
35	特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案 右により「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」の題名を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に改正		五八、三三六	受領 五八、三三四	(予) 可決 可決 可決	五八、三三六 五八、三三三 五八、三三四	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	本院へ 提出月日	参議院 委員会 議決 本院 議決	衆議院 委員会 議決 本院 議決	備考
2	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	長田武士君 (外 二名 五八、三三九)	五八、三三〇		付託 委員会議決 本院議決 (予)	付託 委員会議決 本院議決 五八、三三〇 継続審査	

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）
（衆議院送付）

五八、 二、 四 内閣提出

三、 八 衆可決

四、 四 参可決

要旨

本法律案は、金属鉱物資源の中でも、ニッケル、クロム等の希少金属が、鉄鋼業、機械工業、電子工業等における原材料として我が国の産業活動及び国民生活にとって必須の重要資源であり、さらに、そのほとんどを輸入に依存していることにかんがみ、希少金属の安定供給を確保するため、国を主体とする備蓄対策として次のような措置を講じようとするものである。

一、金属鉱業事業団の目的に、従来の「金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付け」に加え、新たに「金属鉱産物の備蓄」を追加する。

二、同事業団の業務の範囲に、「金属鉱産物の備蓄」業務を追加する。

委員長報告

ただいま議題となりました金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

ニッケル、クロム等の希少金属は、近年、わが国の産業活動及び国民生活にとって必須の重要資源となっております。一方、希少金属の供給は、その大半を政情不安定な国等からの輸入に依存しているなど、その供給構造はきわめて脆弱であり、希少金属の安定供給を図ることは、わが国の経済安全保障を確保する上での緊急の課題となっております。

本法律案は、希少金属の供給途絶等の非常事態に備えて、国家備蓄制度を創設し、国が主体となって備蓄対策を講ずるため、金属鉱業事業団法を改正し、事業団みずから金属鉱産物の備蓄を実施し得ることとするものであります。

委員会におきましては、希少金属の需給状況、備蓄制度運用上の諸問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

川理事より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、本法律案に対し、国家備蓄制度の運用方針についての附帯決議が行われたことを申し添えまして、御報告を終わります。

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）（衆議院送付）

五八、 二、一五 内閣提出

三、二四 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近における基礎素材産業をとりまく内外の厳しい経済情勢にかんがみ、特定不況産業安定臨時措置法が廃止するものとされる期限を五年延長して昭和六十三年六月三十日までとするとともに、基礎素材産業の構造改善を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとお

りである。

一、題名の改正

題名を「特定産業構造改善臨時措置法」に改める。

二、目的の改正

法律の目的を「特定不況産業における不況の克服と経営の安定」から「特定産業の構造改善」に改める。

三、特定産業の指定

特定産業として指定可能な候補業種として、電炉業、アルミニウム製錬業、化学繊維製造業、化学肥料製造業、合金鉄製造業、洋紙製造業及び板紙製造業並びに石油化学工業を法定するほか、生産費の相当部分を原材料及びエネルギー費用が占める業種で、構造改善が必要なものを昭和五十九年末までに政令で追加指定するとともに、これらの候補業種のうち、当該業種の大部分の事業者の申出があつたものについて、特定産業として政令で指定する。

四、構造改善基本計画

主務大臣は、特定産業ごとに、目標年度における構造改善の目標、設備の処理、事業提携、原材料・エネルギーコスト低減のための設備投資、新商品・新技術の開発、

雇用安定を含む事業転換等構造改善を図るための基本的事項を定める構造改善基本計画を作成し、告示する。

五、事業提携計画の承認

主務大臣は、事業者が構造改善基本計画に従つて作成した事業提携計画（生産・販売の共同化、合併等の事業提携に関する事項を定めるもの）について、独占禁止法上の問題が生じないよう公正取引委員会と意見を調整した上で、これを承認する。

六、特定不況産業信用基金の改称

「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」と改称する。

七、その他

特定産業の構造改善を図るために必要な資金の確保、課税の特例に係る規定を設けるとともに、雇用の安定、関連中小企業の経営の安定に係る規定、主務大臣と労働大臣との協定規定等について所要の整備を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案は、アルミニウム精錬業、石油化学工業等の基礎素材産業をめぐる最近の厳しい経済情勢にかんがみ、その直面する構造的な問題を解決し、構造改善を図るため、現行法の廃止期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長するとともに、題名を改め、従来の設備処理等に関する措置に加えて、新たに、事業提携、原材料・エネルギーコストの低減のための設備投資等の措置を計画的に講じようとするものであります。

次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案は、構造不況業種に対する依存度の大きい特定地域において、多数の中小企業の経営がなお不安定であることにかんがみ、現行法の廃止期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長するとともに、題名を改め、新たに、特定地域の中小企業の振興を図るための対策を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して質疑を行い、八人の参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進めました。質疑で取り上げられた主な点は、現行法施行後五年間の経過と実績の評価、不況業種における設備処理

の状況、雇用や関連中小企業、地域経済等にもたらす影響と対策、設備処理カルテルの進め方とアウトサイダー対策、事業提携計画の承認と独占禁止法上の判断基準、産業調整政策と競争政策との関係、基礎素材産業の将来展望、中小企業の新分野開拓事業等実施計画の進め方等の諸点であります。詳細は会議録に譲ります。

両案に対する質疑を終わりましたところ、日本社会党を代表して吉田理事より、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、雇用安定のための措置を一層明確にすること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、同法案の討論に入りましたところ、日本社会党阿具根委員より修正案賛成、原案反対、自由民主党・自由国民会議降矢理事より修正案反対、原案賛成、日本共産党市川理事より修正案に棄権、原案反対、公明党・国民会議田代委員より修正案反対、原案賛成、民社党・国民連合井上委員より修正案反対、原案賛成の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、吉田理事提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しては、構造改善は事業者の自助努力を前提として進めること等五項目の附帯決議が行われました。

次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、高度技術工業集積地域開発促進法案は、通常テクノポリス法案と呼ばれているものでありまして、三大都市圏以外の特定地域において、高度の技術力を持つ工業の効率的な開発を促進し、地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展を図るため、開発指針、開発計画の樹立等の措置を定めるとともに、開発計画の実施を促進するため必要な税制その他の助成措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、均衡ある経済発展の理念と対象地域設定の進め方、先端技術産業等の地方進出の可能性等の諸点について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、開発計画の実施に当たり地方の財政負担に配慮すること等六項目の附帯決議が行われました。以上御報告申し上げます。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）（衆議院送付）

五八、二、二六 内閣提出

三、二四 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、中小企業者の経営安定を目的として昭和五十三年十一月以降施行されている特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正しようとするものであつて、その主な改正点は次のとおりである。

一、現行法が廃止するものとされる期限（本年六月三十日まで）を五年間延長し、昭和六十三年六月三十日までとする。

する。

一、現行法の題名を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に改めるとともに、本則中において、「特定不況業種」を「特定業種」に、「特定不況地域」を「特定地域」にそれぞれ改める。また、新規施策の追加に伴い、目的に新規施策事項を追加する。

二、新たに特定地域の中小企業者の振興を図るための対策として、認定中小企業者等は新商品・新技術の研究開発、需要の開拓、人材養成等を内容とする新分野開拓事業等に係る実施計画を策定し、都道府県知事による承認を受けることができることとする。

委員長報告

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

高度技術工業集積地域開発促進法案（閣法第五四号）（衆議院送付）

五八、四、一 内閣提出

五八、 四、一九 衆可決

四、二七 參可決

要旨

本法律案は、高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、地域の経済の発展を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「高度技術に立脚した工業開発」とは、既に立地し、高度技術の開発を行う企業、又は高度技術を製品又は生産に利用する企業の育成、及び高度技術の開発を行う企業立地の促進を内容とする工業開発をいう。

二、対象地域

工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域（三大都市圏）以外の地域であつて、技術革新に即応した工業振興を図るために必要な企業の集積、高度技術に関する大学の存在、高速輸送に係る施設の利用が容易であること等の基本的要件を具備している地域を対象とする。

三、開発指針、開発計画の策定

主務大臣は、高度技術に立脚した工業開発の地域設定、目標設定、目標達成に必要な事業、環境保全等の重要事項を内容とする開発指針を定める。

都道府県は、開発指針に基づき、対象地域、開発目標、開発主体及びその業務運営、工業用地等の施設整備及び用地確保に関連する農用地の整備等を内容とする開発計画を定め、主務大臣に承認を申請する。

四、税制その他助成措置

主務大臣の承認を受けた開発計画に必要な業務を営む民法法人に係る基金に充てるための負担金を支出した場合の損算入の特例の適用、試験研究に係る設備その他の償却資産に係る不均一課税による固定資産税の減収額についての地方交付税による補填、資金事情、財政事情及び法令を考慮の上で、開発事業経費に充てる地方債の起債に対する特別の配慮等の助成措置を行うものとする。

委員長報告

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案（閣法第五六号）（衆議院送付）

五八、 四、二〇 内閣提出

五、一〇 衆可決

五、一八 参可決

要旨

最近の保護貿易主義の高まりに対し、わが国政府は自由貿易体制を堅持し、貿易の拡大均衡により世界経済の発展をはかるため、市場開放措置を講じてきた。本法律案は、その一環として我が国の基準・認証制度の基本的見直しが必要とされている事情にかんがみ、国内における各種製品の使用者に係る安全その他の利益を図りつつ、認証手続における内外無差別を法制度的に確保するため、消費生活用製品安全法等十六法律を一括して所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、改正の対象となる法律

- (一) 消費生活用製品安全法
- (二) 高圧ガス取締法

(三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(四) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(五) 計量法

(六) 電気用品取締法

(七) ガス事業法

(八) 肥料取締法

(九) 農業機械化促進法

(十) 農薬取締法

(十一) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

(十二) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(十三) 薬事法

(十四) 栄養改善法

(十五) 道路運送車両法

(十六) 労働安全衛生法

二、各法律を以下の方針に従つて改正する。

(一) 外国において製品の製造を行う者が、自ら我が国の

認証を取得するため、直接申請をなしうるものとする。

(二) 外国の製造業者の認証取得に係る手続き及び認証を

取得した外国の製造業者の遵守すべき事項は、国内の製造業者と同様とする。

(三) 外国の製造業者が法令に違反した場合その他一定の事由に該当するときは、認証を取り消すことができるものとする。

(四) 副作用情報の収集等外国の製造業者が日本国内において恒常的に果たすべき義務を負っている場合は、当該事項を実施する者を日本国内に置かなければならぬこととする。

(五) その他、手数料の特則等所要の規定の整備を行うこと。

委員長報告

ただ今議題となりました外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のため関係法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における国際経済情勢の推移にかんがみ、貿易の均衡的拡大に資するため、国内における各種製品の使用者に係る安全その他の利益の確保を図りつつ、認

証手続における内外無差別を法制度的に確保するため、消費生活用製品安全法等十六法律を一括して改正し、外国の製造事業者がわが国の各種製品の型式の承認等を取得するための手続等の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、本法案提出の背景とその実効性、貿易政策のあり方、基準の国際化の推進、食品添加物・医薬品等の使用者の安全確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、輸入製品の使用者に対する安全の確保等に関する附帯決議が行われましたことを申し添えまして、御報告を終わります。